



2015年5月12日

各 位

会 社 名 株式会社メディopalホールディングス
代表者名 代表取締役社長 渡 辺 秀 一
(コード番号 7459 東証1部)
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション課 土 塩 守
(TEL. (03) 3517-5171)

連結子会社（株式会社P a l t a c）の
商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社連結子会社である株式会社P a l t a cが、商号の変更及び定款の一部変更を決議し、本日別添のとおり開示いたしましたので、お知らせいたします。

以 上



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 P a l t a c
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 木 村 清 隆
(コード番号:8283 東証一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 室 長 嶋 田 政 治
(TEL. 06-4793-1090)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号の変更及び定款の一部変更につきまして、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

なお、今回の変更につきましては、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 87 期定時株主総会において、定款の一部変更が承認されることが条件となります。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

持続的成長を期して、環境変化を踏まえ力強く挑戦し続ける企業であるために「株式会社 P a l t a c」から大文字表記の「株式会社 P A L T A C」に商号を変更いたします。

(2) 新商号（英文表記）

株式会社 P A L T A C （英文：P A L T A C C O R P O R A T I O N）

(3) 変更予定日

平成 27 年 7 月 1 日

2. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

①「1. 商号の変更について」に記載のとおり商号を変更すべく、現行定款第 1 条（商号）の変更を行うものです。

②インターネットの普及を考慮し、公告縦覧の利便性向上を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合の公告方法を定めるため、現行定款第 5 条（公告の方法）の変更を行うものです。

③平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、責任限定契約を締結することができる会社役員の範囲が変更され、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第 26 条（社外取締役の責任限定契約）及び第 34 条（社外監査役の責任限定契約）を変更するとともに、一部字句の修正を行うものです。なお、第 26 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社Paltac</u>と称し、英文では <u>Paltac Corporation</u>と表示する。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の<u>公告は、日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p>	<p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>株式会社PALTAC</u>と称し、英文では <u>PALTAC CORPORATION</u>と表示する。</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第5条 当社の<u>公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令で定める額とする。</u></p> <p>附則</p> <p><u>第1条(商号)の変更は、2015年7月1日をもって効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>なお、本附則は、第1条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月23日(予定)

定款変更の効力発生日

平成27年6月23日(予定)

但し、第1条(商号)の変更の効力発生日は平成27年7月1日(予定)

以上